

和歌山県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 知事は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図るため、医療提供体制にかかる施設整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、次に掲げる要綱等及びこの要綱により定めるところによる。

- （1） 医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日付け厚生省発医政第 0330004 号厚生事務次官通知別紙。以下「国施設整備交付金交付要綱」という。）
- （2） 和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）

（交付の対象）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業を行う同表第 2 欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う事業とする。

（交付額の算定方法）

第 3 条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1） 別表 1 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額と同表第 4 欄に定める基準額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- （2） 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- （3） 前号の交付基礎額に別表 1 の第 5 欄に定める率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付申請）

第 4 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
経費所要額調	別記第 1 号様式	2 部	別途通知
事業計画書	別記第 2 号様式		
補助対象工事の工事設計図および工事仕訳書			
歳入歳出予算書（見込書）の抄本			
その他知事が必要と認める書類			

- 2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該

金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第 5 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）次に掲げる場合のいずれかに該当するときにおいては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊してはならないこと。
- （4）前号の承認を受けて財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （6）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記第 3 号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に返還しなければならないこと。
- （7）補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり行わなければならないこと。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は

廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならないこと。
- (10) この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(変更の承認)

第6条 前条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第4号様式)に変更後の第5条の表に定める書類(変更のない書類を除く。)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定により補助金の変更交付の申請を合わせて行う場合は、この申請を省略することができる。

2 前条第1号ウの規定により知事の承認を受けようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前条第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの場合に該当する変更をいう。

- (1) 建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更である場合等、事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で当該補助対象経費を増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

(補助金の変更交付申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書(別記第6号様式)に変更後の第5条の表に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手の届出)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとする場合には、あらかじめ交付決定前着手届(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による状況報告は、別に知事が定める日までに、状況報告書(別記第8号様式)により行うものとする。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
経費所要額精算書	別記第 9 号様式	2 部	別途通知
事業実績報告書	別記第 2 号様式		
事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本			
補助事業完了後の施設の写真			
契約書の写し（契約書等が作成されない場合は、請求書等の写し）			
補助対象区域の工事設計図			
その他知事が必要と認める書類			

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について補助事業者に対し返還することを命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 和歌山県救命救急センター施設整備費補助金交付要綱（昭和62年制定）及び医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱（平成7年制定）、和歌山県医療施設等耐震整備事業補助金交付要綱（平成30年6月22日）、地球温暖化対策施設整備事業補助金交付要綱（平成25年9月22日）、和歌山県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業補助金交付要綱（令和4年9月28日）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行し、令和6年度補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率
(1) 病院群輪番制病院および共同利用型病院施設整備事業 (国施設整備交付金交付要綱の 4 の (2) 「病院群輪番制病院および共同利用型病院施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。	以下に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室 (救急専用病室・心臓病専用病室 (CCU)・脳卒中専用病室 (SCU)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等の新築、増改築 (2) 心臓病専用病室 (CCU) として必要な病棟 (心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) の新築、増改築、改修 (3) 脳卒中専用病室 (SCU) として必要な病棟 (脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) の新築、増改築、改修	次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。 (1) 基準面積 150 m² (ただし特別に必要な場合は 300 m² を限度とする。また、心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合は、1 床当たり (2 床を限度とする。) 15 m² を加算し、脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合は、1 床あたり (2 床を限度とする。) 15 m² を加算する。) (2) 基準面積 15 m² × 心臓病専用病床数 (ただし、2 床を限度とする。) (3) 基準面積 15 m² × 脳卒中専用病床数 (ただし、2 床を限度とする。)	0.33
(2) 救急救命センター施設整備事業	医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又	救命救急センターとして必要な以下に要する工事費又	(1) から (5) については次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた	0.33

(国施設整備交付金交付要綱の4の(5)「救急救命センター施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。	は工事請負費 (1)病棟(病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)、診療棟(検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等)、その他(事務室、機械室、自家発電室等)、脳卒中専用病室(SCU)、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)、心臓病専用病室(CCU)、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)の新築、増改築 (2) 脳卒中専用病室(SCU)として必要な病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)の新	額とする。 (1)基準面積 2,300 m² (ただし、30床未満の場合は1床当たり30 m²を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は1床当たり(4床を限度とする)15 m²を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15 m²を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は1床当たり(4床を限度とする。)15 m²を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m²を加算する。) (2) 基準面積 15 m²×脳卒中専用病床数(ただし、4床を限度とする。)	
--	---	--	---	--

		築、増改築、改修 (3) 小児救急専門病室（SCU）として必要な病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）の新築、増改築、改修 (4) 心臓病専用病室（CCU）として必要な病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）の新築、増改築、改修 (5) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）の新築、増改築、改修 (6) ヘリポート整備 (7) 新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強	(3) 基準面積 15 m² × 小児救急専門病床数（ただし、6 床を限度とする。） (4) 基準面積 15 m² × 心臓病専用病床数（ただし、4 床を限度とする。） (5) 基準面積 15 m² × 重症外傷専用病床数（ただし、4 床を限度とする。） (6) 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>92,489</u> 千円 (7) 基準面積 2,300 m² × <u>51,300</u> 円	
(3) 医療施設近代化施設整備事業 （国施設整備交付金交付要	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基	0.33

綱の4の(13) 「医療施設近代化施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	診療所の開設者とする。ただし、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。	等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1)精神病棟 ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門 (ア)患者療養環境改善整備 (イ)医療従事者職場環境改善整備 (ウ)衛生環境改善整備 (エ)業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ)乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステムの整備	準面積(＝ア＋イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 病棟整備 (ア)1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ)1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 医療施設近代化施設整備事業実施要綱3(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア)整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ)整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ウ 医療施設近代化施設整備事業実施要綱3(1)	
---	---	--	--	--

			の加算条件のうち⑩に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり 605 千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は、1病院 150 床(公的団体及び持分のない法人は、300 床)を限度とする。	
		(2)結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	(2)結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 18 m²以上確保する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 16 m²以上確保する場合 22 m²×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合	

		15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3)診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等) ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等(外来部門を除く。)) (4)療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等)	(3)診療所 ア 承継に伴う診療所次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。 (ア)無床の場合 160㎡ (イ)有床の場合 ①5床以下の場合 240㎡ ②6床以上の場合 760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円×整備後の療養病床の病床数 (4)療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定	
--	--	--	--	--

			された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 1 <u>医療機関</u> 当たり 40 m² イ 患者食堂 療養病床 1 床当たり 1 m² ウ 浴室 浴室 1 か所当たり <u>13.493</u> 千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、<u>26.989</u> 千円とする。	
		(5)介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(第3条の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の負	(5)介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たりの単価 (1床当たりの単価) 新築 <u>4.767</u> 千円 改築 <u>5.720</u> 千円	

		担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等）	改修 <u>2,384</u> 千円 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160 m²	
（４）基幹災害拠点病院施設整備事業 （国施設整備交付金交付要綱の 4 の（14）「基幹災害拠点病院施設整備事業」に基づいて行うものをいう。）	医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。	基幹災害拠点病院として必要な以下に要する工事費又は工事請負費 (1)新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強 (2)備蓄倉庫整備 (3)非常用自家発電設備整備又は更新	いずれも 1 <u>医療機関</u>あたり (1) ア 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>51,300</u> 円 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m²×<u>243,800</u> 円 (2) <u>190,007</u> 千円 (3)<u>174,094</u> 千円	0.33 ただし、耐震化にともなう補強が必要と認められるものは 0.50 とする。

		(4)受水槽整備 (5)研修部門整備 (6)ヘリポート整備 (7)給水設備整備 (地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等) (8)非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等	(4) <u>160,434</u> 千円 (5) <u>146,161</u> 千円 (6) <u>171,356</u> 千円 (7) <u>75,443</u> 千円 (8) <u>34,791</u> 千円	
(5)地域災害拠点病院施設整備事業 (国施設整備交付金交付要綱の4の(15)「地域災害拠点病院施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。	地域災害拠点病院として必要な以下に要する工事費又は工事請負費 (1)新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強 (2)備蓄倉庫整備 (3)非常用自家発電設備整備又は更新 (4)受水槽整備又は更新 (5)ヘリポート整備 (6)給水設備整備 (地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)	いずれも1 <u>医療機関</u> あたり (1) ①補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円 ②耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円 (2) <u>53,594</u> 千円 (3) <u>174,094</u> 千円 (4) <u>160,434</u> 千円 (5) <u>92,489</u> 千円 (6) <u>75,443</u> 千円	0.33 ただし、耐震化にともなう補強が必要と認められるものは 0.50 とする。

		(7)非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等	(7) <u>34,791</u> 千円	
(6)医療施設等耐震整備事業 (国施設整備交付金交付要綱の4の(23)「医療施設等耐震整備事業」に基づいて行うものをいう。)	(1)病院の場合 ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関（原則として、第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものに限る。）であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。） イ 構造耐震指標である Is 値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図	以下の医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 (1)病院の場合 ア 補強が必要と認められるもの イ 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 ウ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等を除く。）	基準面積 2,300 m²に下記の単価を乗じて得た額 1 病院の場合 ア <u>51,300</u> 円 イ <u>243,800</u> 円 ウ <u>243,800</u> 円	既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 105%以上の場合 0.475 105%未満の場合 0.50

	るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号) 別添第一の二のイに規定する構造耐震指標をいう。以下同じ。) が 0.4 未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者(地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。) ウ 構造耐震指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院の開設者(ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。) (2)看護師等養成所の場合 ア 補強が必要と認められる建物を有する保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(ただし、学校教			
		(2)看護師等養成所 ア 補強が必要と認められるもの イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの	(2)看護師等養成所 ア <u>39,200</u> 円 イ <u>186,300</u> 円	

	育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。） イ 構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有する看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）			
（7）地球温暖化対策施設整備事業 （国施設整備交付金交付要綱の4の（27）「地球温暖化対策施設整備事業」に基づいて行うものをいう。）	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費または工事請負費	1 <u>医療機関</u>あたり <u>104,518</u>千円	既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 105%以上の場合 0.3135 105%未満の場合

				0.33
(8)非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 (国施設整備交付金交付要綱の4の(30)「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」に基づいて行うものをいう。)	(1)救命救急センター、へき地医療拠点病院、病床を有するへき地診療所、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人を除く) (2)浸水想定区域または津波災害警戒区域に所在する国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業組合の設置する病院及び病床を有する診療所の開設者 (3) 浸水想定区域または津波災害警戒区域に所在する (注) 3のいずれかの開設者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、社会福祉法人恩賜財	以下に必要な工事費又は工事請負費 (1)非常用自家発電設備整備又は更新 (2)受水槽整備又は更新 (3)給水設備整備 (4)非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等	いずれも1 <u>医療機関</u>当たり (1)<u>174,094</u> 千円 (2)<u>160,434</u> 千円 (3)<u>75,443</u> 千円 (4)<u>34,791</u> 千円	0.33

	団済生会及び全国厚生農業組合を除く)			
(9)医療施設 浸水対策事業 (国施設整備 交付金交付要 綱の4の(31) 「医療施設浸 水対策事業」に 基づいて行う ものをいう。)	(1) 浸水想定区域ま たは津波災害警戒 区域に所在する国 民健康保険団体連 合会、国民健康保 険組合、社会福祉 法人恩賜財団済生 会及び全国厚生農 業組合の設置する 病院及び診療所の 開設者 (2) 浸水想定区域ま たは津波災害警戒 区域に所在する (注) 4のいずれ かの開設者(ただ し、地方公共団体、 地方独立行政法 人、国民健康保険 団体連合会、国民 健康保険組合、社 会福祉法人恩賜財 団済生会及び全国 厚生農業組合を除 く)	以下に必要な工事 費又は工事請負費 (1) 医療用設備の 想定浸水深ま たは基準水位 以上への移設 (2) 電源設備の想 定浸水深また は基準水位以 上への移設 (3) 止水板の設置 (4) 排水ポンプ及 び雨水貯留槽 の設置	いずれも1 <u>医療機関</u> 当た り (1) <u>49,130</u> 千円 (2) <u>38,769</u> 千円 (3) <u>466</u> 千円 (4) <u>26,894</u> 千円	0.33

(注) 1 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

ア 土地の取得又は整地に要する費用

イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用

エ 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

オ その他の整備費として適当と認められない費用

2 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準額から当該

補助の際の基準額を差し引いた額を基準額とする。

- 3 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設（診療所においては、有床診療所に限る）
- 4 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院、特定機能病院（診療所においては、有床診療所に限る）

別表 2

1 補助事業	2 種目別	3 構造別	4 単価
(1) 病院群輪番制病院および共同利用型病院施設整備事業 (2) 救急救命センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u> 円
(3) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>262,400</u> 円
		ブロック	<u>230,500</u> 円
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>198,000</u> 円
		ブロック	<u>172,200</u> 円
		木造	<u>198,000</u> 円
	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u> 円
		ブロック	<u>185,000</u> 円
		木造	<u>212,200</u> 円